

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 公営住宅法施行令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 22 年 12 月 15 日 本紙第 5458 号 2 ページ
【法令番号】	平成 22 年 12 月 15 日 政令第 240 号
【管轄省庁】	国土交通省
【施行期日】	平成 23 年 1 月 1 日から施行
【制定の根拠】	公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 16 条第 1 項、第 23 条第 2 号、第 25 条第 1 項、第 28 条第 1 項及び第 2 項並びに第 29 条第 1 項
【法令のあらまし】	公営住宅の入居者の家賃の算定の基礎等となる収入の計算について、特定扶養親族に係る控除を見直す。（第 1 条関係）
【改正される法令】	公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）